

知っておきたい

介護保険制度

■お問合せ
介護福祉課 猿島庁舎
内線 2226 / 2227

介護保険制度は、地域に住む高齢者が安心して暮らしていけるように、みんながお互いに助け合おうという目的で制定された社会保障制度です。介護が必要になったときには、申請することにより、ご本人の生活機能の改善やご家族の介護負担の軽減が図れます。

また、介護保険事業として、高齢者の皆さんを対象に相談事業や介護予防事業などを実施しています。

介護サービスを利用するには

介護保険を利用される際は、介護福祉課(猿島庁舎)または児童福祉センター(岩井)で、介護保険の認定申請を行ってください。

申請してからサービスの利用までの流れは、下の図のとおりです。

サービスは、介護を受けるだけでなく、住宅への手すりの取付けや腰掛け便座の購入なども対象となります。

なお、認定期間には期限があり、引き続きサービスを利用するには、更新申請が必要となります。

サービスの負担額は

サービスを利用した際の利用者の負担額は、かかった費用の1割です。

ただし、介護保険料の未納期間が2年以上になると、利用者負担が3割となりますので、ご注意ください。

介護保険の申請からサービスを利用するまでの流れ

② 認定作業

- ①市で主治医から意見書を取り寄せ、また、調査員が訪問し、本人の状態を確認します。
- ②介護認定審査会に諮り、要介護度を決定し、結果を通知します。

① 介護保険の申請

- 介護福祉課(猿島庁舎)または児童福祉センター(岩井)へ申請します。
- ・介護保険被保険者証をご持参ください。
 - ・主治医の氏名、病院名、所在地などがが必要です。
- ※原則 65 歳以上のかたが対象ですが、40 歳から 64 歳までのかたでも脳血管疾患、パーキンソン病など特定疾病が原因で介護が必要になった場合は申請できます。

③ 介護サービスの利用

- 【要介護 1～5 と認定されたかた】(介護が必要な状態のかた)
- 自宅に居ながらサービスを利用したいかた……ケアプランの作成を居宅介護支援事業所に依頼し、その後、サービス事業所と契約してサービスを利用します。
 - 施設に入所してサービスを利用したいかた……施設と契約してサービスを利用します。ケアプランは施設で作成します。
- 【要支援 1・2 と認定されたかた】(生活機能が改善する可能性が高いかた)
- ケアプランの作成を地域包括支援センターに依頼し、その後、サービス事業所と契約してサービスを利用します。
- 【非該当となったかた】(自立状態に近いかた)
- 高齢者福祉サービスや介護予防事業をご案内しています。地域包括支援センターまでご相談ください。

地域包括支援センターとは

高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活が送れるよう、高齢者の総合的な相談に対応するとともに、介護予防事業などを実施しています。

- 坂東市地域包括支援センター
坂東市山 2721 番地 ☎0280(82)1284
坂東市社会福祉協議会支所(猿島福祉センター)内
- 坂東市南部地域包括支援センター
坂東市小山 258 番地 ☎0297(38)2161
特別養護老人ホームハートフル広命内